

「生きる支援の関連施策」一覧

資料5

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
1	—	1	防災部	防災対策課	防災及び災害関係事業	自然災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われているため、加古川市地域防災計画等において、災害発生後の被災者等への心のケア対策を促進する。
3(2)	5(2)	3(2)	企画部	政策企画課（市民健康課）	スマートシティ推進事業	かがわアプリにより市の情報や、緊急時のお知らせを広く市民に周知する。	かがわアプリの「重要なお知らせ」や「加古川市役所からのトピックス」を活用し、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。
3(2)	5(2)	3(2)	企画部	広報・行政経営課（市民健康課）	広報事業	市民に行政の動向や市民生活に関係の深い事項等を伝えるため、広報かがわを作成する。また、ホームページやSNS（フェイスブック、ツイッター）にて市民に情報発信を行う。	「自殺対策強化月間」や「自殺予防週間」等の機会に自殺対策の記事を掲載することで住民への啓発を行う。
—	—	3	企画部	広報・行政経営課	市長定例記者会見	市長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞等のメディアを通じて行政事業を効果的に発信する。	「自殺対策」に関する具体的な取組がある場合は、記者会見で発表することにより市民に対し施策の周知、理解の促進を図る。
2(1)	—	2	総務部	職員課	職員研修事業	職員研修を実施する。 ・新規採用職員研修② ・一般研修② ・一般研修③ ・監督職員研修① ・管理職員研修① ・管理職員研修②	職員研修で実施しているメンタルヘルスに関する研修により、職員のメンタル不調を未然に防ぐ。
2(1)	—	2	総務部	職員課	職員研修事業	人権研修	様々な人権課題への認識を深め、一人ひとりを大切にする意識や、人の心の痛みを自分のものとして捉える力の育成につなげる。 人権侵害が人の命に関わる問題であることを認識し行動することができるよう研修を行う。
1	2(2)	1(2)	税務部	市民税課	住民税の申告相談及び減免申請	住民税の申告相談及び減免等に関する相談を行う。	住民税の申告や減免等に関する相談を受けた際、生活面で深刻な問題を抱え、生きることの包括的な支援が必要な市民を発見し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
1	2(2)	1(2)	税務部	資産税課	固定資産税の税務相談及び減免申請	固定資産税の課税内容や減免等に関する相談を行う。	固定資産税の課税内容や減免等に関する相談を受けた際、生活面で深刻な問題を抱え、生きることの包括的な支援が必要な市民を発見し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。
1	2(2)	1(2)	税務部	収税課	納税相談	市税滞納者に対する納税相談を行う。	納期限までに納税できない市民は、生活面で深刻な問題を抱えている可能性があるため、納税相談を通じて問題を察知し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。
1	2(2)	1(2)	税務部	債権管理課	納付相談	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の滞納者に対する納付相談を行う。	納期限までに納付できない市民は、生活面で深刻な問題を抱えている可能性があるため、納付相談を通じて問題を察知し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。
2(1) 4(2)	—	4(2)	市民協働部	人権文化センター	人権相談事業	窓口や電話で人権相談に対応する。	人権課題について相談に応じ、適切な窓口を案内する。
4	4(2)	4(2)	市民協働部	市民活動推進課	女性のための働き方相談・労働相談	働いている女性、働きたい女性を対象に男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）や社会保険労務士が相談を行う。	自分にあった働き方や再就職への支援、職場のトラブルに関する相談事業を実施することで、仕事や生活における将来への不安、負担の払拭、軽減につなげる。
—	3		市民協働部	市民活動推進課	性の多様性尊重推進事業	性の多様性に関する正しい知識の普及啓発を進めるため、①市職員・教職員、②子ども、③市民、④事業者等に向けた取組を行う。	性の多様性に関する研修や講演会の開催、啓発リーフレットの配布等を通じて、性の多様性に関する正しい知識の普及啓発を進めることで、LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消につなげる。
2(2)	4		市民協働部	市民活動推進課	国際交流推進事業（外国人のための各種相談事業）	言語や教育、生活等の相談に対応する。	生活に困窮する外国人からの相談に対応し、支援を実施している関係部署や関係機関への橋渡し等の連携を図る。
3(1)	—	3	市民協働部	人権文化センター	人権ひろば	講演会を各公民館で実施し、人権課題について普及啓発を行う。	講演会に参加する市民への啓発の機会になるため、講演会に参加する市民へ自殺対策に関するリーフレットを配布する。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
3(1)	—	3	市民協働部	市民活動推進課	男女共同参画推進事業	男女共同参画施策の企画及び推進を行う。 ・男女共同参画に関する啓発イベント・講座の開催 ・関連図書や情報紙、SNS等を通じた情報提供	自分らしさや個性を発揮して活躍することをテーマにした各種セミナーを実施することで、仕事や生活における将来への不安、負担の払拭、軽減につなげる。 図書コーナーにおける関連書籍やDVDの閲覧、貸出のほか、情報紙やSNS等を活用した情報提供を通じ、自殺防止に向けた意識啓発につなげる。 ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を企業や市民に働きかけることで、職場のメンタルヘルス向上と自殺リスクの軽減につなげる。
3	—	3	市民協働部	市民活動推進課	多文化共生社会事業	外国人のための日本語講座や日本語個人指導により、外国人の日本語学習支援に加え、外国人の居場所を提供する。	日本語講座等で学習する外国人に対して、自殺対策等に関するリーフレットを配布する。
4(2)	5(1) 5(2)	—	市民協働部	市民活動推進課	LGBTQ+専門相談	LGBTQ+に該当する人々だけでなく、その家族や友人、学校や職場の関係者などを対象に、性的指向、性自認、性表現に関する様々な悩みや不安についての専門相談を行う。	性的指向、性自認、性表現、セクシュアルハラスメント等に係る専門相談が受けられる体制を整備することで、LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消につなげる。
2(1)	—	2(1)	市民協働部	生活安全課	犯罪被害者等支援事業（職員対象研修）	市役所内の関係課職員を対象に犯罪被害者等支援に関する研修会を実施する。	市役所内で連携することにより、犯罪被害者等が置かれている立場や抱える問題についての理解を深めることで、相談対応の向上を図る。
3(1)	—	3(1)	市民協働部	生活安全課	犯罪被害者等支援事業（市民対象講演会）	市民を対象に犯罪被害者等支援に関する啓発活動を実施する。	市民へ犯罪被害者等の置かれている立場や支援の必要性の意識改革を行うため、講演会、パネル展示等の啓発活動を実施する。
4	2(2)	4(2)	市民協働部	生活安全課	消費者保護対策事業（多重債務相談）	消費生活相談員が消費生活相談及び多重債務相談に対応する。	多重債務に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、問題の解決に向けた包括的な支援を展開する。 また、相談内容に応じて無料法律相談の紹介や司法書士・弁護士・法テラスへの橋渡しを行う。
4(2)	4(3)	4(2)	市民協働部	生活安全課	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害に遭われた人の相談を、ワンストップ窓口にて対応する。	犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、適切な窓口の案内や情報の提供をワンストップで行う。
3	—	3	市民協働部	生活安全課	消費者保護対策事業	地域密着型の啓発や見守りが可能である消費者団体との連携を図る。	地域住民と行政とのつなぎ役としての機能を果たすことで、消費生活に関する問題を抱える人々の早期発見につなげる。
3	—	3	市民協働部	スポーツ・文化課	スポーツイベント実施事業	市内のスポーツイベントを実施する。	各スポーツイベント会場において、自殺対策に関するリーフレットを設置することで、市民への啓発の機会とする。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4	3(2)	4(2)	産業経済部	産業振興課	労働相談事業	労働相談員による賃金、解雇、職場の人間関係等、労働に関する相談に対応する。	若年者・勤労者等への相談支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、相談支援につなげる。また、自殺対策に関するリーフレットを配布する。
4	3(2)	4(2)	産業経済部	産業振興課（商工会議所）	商工業振興推進事業（経営相談）	加古川商工会議所に対し、中小企業経営指導事業に係る経費の一部を補助する。	経営指導員が、資金繰り等、中小企業経営者の抱える多様な相談に対応する。
4	3(1) 5(2)	4(5)	産業経済部	産業振興課	就職活動・個別指導事業	就職・転職活動に役立つ履歴書の書き方、面接の受け方等を個別指導する。	若年者・求職者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、若年者・求職者の就職支援につなげる。また、自殺対策に関するリーフレットを配布する。
4	3(1) 5(2)	4(5)	産業経済部	産業振興課	J O B フェア事業	①新規学卒者②高校卒業見込み者③概ね45歳までの方④就職活動を開始しようする方を対象とした合同企業説明会の開催を委託する。	若年者・求職者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、若年者・求職者の就職支援につなげる。また、自殺対策に関するリーフレットを配布する。
4	3(1) 5(2)	4(5)	産業経済部	産業振興課	インターンシップ支援事業	就業のミスマッチによる早期離職の予防を目的として、インターンシップを希望する市内企業と学生等のマッチングのための合同企業説明会を開催する。	若年者・求職者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、若年者・求職者の就職支援につなげる。また、自殺対策に関するリーフレットを配布する。
4	—	4	産業経済部	産業振興課	ものづくり支援事業	市内中小企業の技術力・経営力の向上や製品・技術の広報活動を側面から支援するため、専任のディレクターを配置し、中小企業に対する相談業務を行う。	経営上の様々な課題に関して、専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の状況を把握し、その他の問題も含めて支援する。
4	3(2)	4	産業経済部	産業振興課	企業融資対策事業	市内中小企業者に必要な事業資金を低利かつ円滑に供給することにより、中小企業者の経営安定と発展を図るため、預託金制度及び信用保証制度を基礎とする制度融資の斡旋を行う。	融資が受けやすくなることで、経営難に陥った経営者の心理的な負担を軽減する。 日々の経営相談に応じている取扱金融機関もあることから、制度融資の斡旋とともに相談窓口、支援につなげる。
3	5(2)	3	産業経済部	産業振興課	若者勤労者奨学金返還支援事業	中小企業と大手企業の賃金格差の是正と、若者勤労者の市内定着・転入の促進を目的に、市内に居住し、中小企業に正規雇用された方が返還する奨学金の一部を補助する。	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、生活困窮のある家庭の経済的負担の軽減を図る。 自殺対策に関するリーフレットを配布する。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4(2)	1(4)	4(2)	福祉部	高齢者・地域福祉課	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたり、申立人がいないことや経済的な理由等により申立てができない高齢者や障がい者に対し、市長が申立人になるほか、手続き費用を補助する。	判断能力に不安を抱える方に成年後見制度の利用をしてもらうため、市長申立てや手続き費用を補助することで当事者の権利擁護支援につなげる。
4	—	4(5)	福祉部	高齢者・地域福祉課	高齢者総合福祉対策事業	居宅寝たきり高齢者等の実態調査を行う。	地域において独居高齢者等見守りの必要な高齢者の家に訪問することで、実態把握し、必要な支援へつなぐ。 地域において見守りの必要な高齢者の情報を関係機関と共有することで、ネットワークづくりの継続とともに、自殺のリスクを抱えている可能性のある市民へのアウトリーチに活用する。 (関係する機関は個人情報の管理に十分注意を払う。)
4	1(4)	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	生活支援ハウス運営事業	高齢のため独立して生活することに不安のある65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方に住居を提供する。	生活支援ハウスへの入所手続きの中で本人や家族等と接触する際、問題状況等の聞き取りを行うことで家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。
4	—	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	訪問理美容利用助成事業	在宅で寝たきり状態にある高齢者または障がい者が、理容師または美容師の訪問により理容または美容のサービスを受ける場合に、出張費の助成を行う。	在宅で寝たきり状態にある高齢者または障がい者がサービスを利用することにより、本人や介護者の負担軽減を図る。
4	1(4)	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	老人措置事業	環境上及び経済的理由により、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難な高齢者に、養護老人ホームに入所してもらう。	老人ホームへの入所手続きの中で本人や家族等と接触する際、問題状況等の聞き取りを行うことで家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。
4	1(4)	4(2)	福祉部	高齢者・地域福祉課	総合相談・権利擁護事業	権利擁護事業に関する成年後見人等相談及び高齢者虐待防止の啓発を行う。	事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなげる。 問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となる。
4	—	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	介護用品支給事業	介護認定において要介護4または5の市民税非課税世帯に属する高齢者を介護する方に、介護用品を支給する。	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もあるため、介護用品の支給を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。
4	1(4)	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	高齢者住宅等安心確保事業	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、集会所等に設置する相談室を拠点として、生活相談や一時的な家事援助等を行う。	シルバーハウジングへの入居により、一人暮らし高齢者や低所得高齢者の見守り支援を行う。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4	—	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	緊急通報システム運営管理事業	65歳以上の一人暮らし高齢者等に緊急通報システムの家庭用端末機を貸与し、急病や事故等の際に通報機により連絡し、近隣協力者の協力を得て、迅速かつ適切に援助を受けられるようにする。	通報システムの設置を通じて、独居の高齢者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点となる。
4(2)	1(4)	4(2)	福祉部	高齢者・地域福祉課	民生委員活動事業	厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員の活動が活性化し、地域住民に対する相談や支援の充実を図るために活動助成及び事務局として様々な事務を行う。あわせて、民生委員の推薦にあたる民生委員推せん会の事務局としての事務を行う。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる役割として機能する。
4	1(2) 1(3) 4(3)	4(1)	福祉部	高齢者・地域福祉課	地域包括支援センター運営管理事業 (介護者のつどい)	介護保険法の規定に基づき、平成18年度から設置している地域包括支援センターは、高齢者の相談業務の他、権利擁護事業、介護予防、家族介護支援、ケアマネジャーの支援等を実施している。	【介護者のつどい】 支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされているため、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支えあい（支援者への支援）を推進する。
4(1)	1(3) 4(3)	4(1)	福祉部	高齢者・地域福祉課	認知症施策総合推進事業(認知症カフェ)	「認知症の人や家族にやさしいまちかこがわ」を目指し、市内の医療機関や介護事業所及び地域の支援機関の連携を強固にする事業や、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援する事業を実施し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する。	【認知症カフェ】 支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされているため、認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支えあい（支援者への支援）を推進する。
4	1(3)	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者及び事業対象者に対する介護予防・生活支援サービスを実施する。	介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となる。
4(1)	1(3)	4(1)	福祉部	高齢者・地域福祉課	いきいき百歳体操普及啓発事業・いきいき百歳体操活動支援事業	いきいき百歳体操の普及啓発、活動支援により、健康寿命を延伸するとともに、毎週集うことにより、地域の絆を強める。	地域の集いで、健康教育、健康相談を実施し、ハイリスク者への支援を行う。地域の集いに継続参加することで帰属意識を高め、地域の絆を強める支援を行う。自殺予防の啓発を行うことで、自殺対策（生きることの包括的支援）の市民への周知、啓発の機会とする。
1	1(1)	1(1)	福祉部	高齢者・地域福祉課	虐待防止検討会議	地域包括支援センターで把握している虐待事例について、今後の支援の方向性を検討するための会議を開催する。	虐待リスクの高い対象者についての事例検討等を行う事で、必要な対策や支援を検討する。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
1(3)	1(1)	1(1)	福祉部	高齢者・地域福祉課	地域包括支援センター運営管理事業（地域ケア会議）	介護保険法の規定に基づき、平成18年度から設置している地域包括支援センターは、高齢者の相談業務の他、権利擁護事業、介護予防、家族介護支援、ケアマネジャーの支援等を実施している。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげる。
2(1)	—	2(1)	福祉部	高齢者・地域福祉課（市民健康課）	民生委員活動事業	厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員の活動が活性化し、地域住民に対する相談や支援の充実を図るために活動助成及び事務局として様々な事務を行う。あわせて、民生委員の推薦にあたる民生委員推せん会の事務局としての事務を行う。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる役割が担える人材の養成に努める。
2	1(2)	2(2)	福祉部	高齢者・地域福祉課	認知症施策総合推進事業（認知症サポーター養成講座）	「認知症の人や家族にやさしいまちかこがわ」を目指し、市内の医療機関や介護事業所及び地域の支援機関の連携を強固にする事業や、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援する事業を実施し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する。	【認知症サポーター養成講座】 認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もあるため、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援するための研修を実施し、認知症サポーターを養成する
2	—	2	福祉部	高齢者・地域福祉課	在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護関係者の情報共有を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する連携及び相談支援並びに医療・介護関係者の研修を実施することで、在宅医療・介護連携を円滑に実施する。	推進会議での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策（生きることの包括的支援）を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげる。
2	—	2	福祉部	高齢者・地域福祉課	保護司会・更生保護女性会等支援事業	過ちを犯した人々の更生を支え、それが達成されるよう活動するとともに、犯罪や非行を防止し、明るい地域社会を築くために活動する団体（保護司会・更生保護女性会）へ補助を行う。	対象者が様々な問題を抱えている場合に、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるよう、保護司や更生保護女性会会員にゲートキーパー養成研修の受講を勧める。
4	—	4	福祉部	高齢者・地域福祉課	福祉バス運行事業	高齢者団体・障がい者団体等の生きがい推進を図るため、福祉バスを運行し外出支援を行う。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知の機会とする。
3	—	3	福祉部	高齢者・地域福祉課	老人クラブ補助事業	高齢者の知識及び経験を活かし生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会に資するよう、老人クラブ及び市老人クラブ連合会に対して補助金を交付する。	講習会や研修会で自殺問題に関する講演をすることで、市民への問題啓発と研修機会とする。
1	1(3)	—	福祉部	高齢者・地域福祉課	地域包括支援センター運営管理事業（ケアシステム）	介護保険法の規定に基づき、平成18年度から設置している地域包括支援センターは、高齢者の相談業務の他、権利擁護事業、介護予防、家族介護支援、ケアマネジャーの支援等を実施している。	住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムを含む包括的支援体制及び取組を推進する。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
1	2(1)	1(1)	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援会議（生活困窮者自立支援調整会議）	ハローワークや社会福祉協議会等の外部機関と庁内の関係機関をメンバーとして会議を開催する。	ハローワークや社会福祉協議会等の外部機関と庁内の関係機関をメンバーとして会議を開催し、生活困窮者の情報共有を図るとともに、ネットワーク強化につなげる。
2(1)	—	2(1)	福祉部	生活福祉課	生活保護法施行事務（生活保護の相談）	相談面接、訪問面接、医療相談、扶助費支給を行う。	ケースワーカーの相談技術の向上や必要な機関へ連携する等の対応が取れるよう、自殺対策に関する研修を行う。
4	2(2)	4(2)	福祉部	生活福祉課	生活保護法施行事務（生活保護の相談）	相談面接、訪問面接、医療相談、扶助費支給を行う。	生活保護の相談者や受給者は金銭的な問題のほか様々な問題を抱えているため、これら相談者各人（世帯）の問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うほか、生活保護受給世帯への訪問面接、医療相談等により必要な支援を行う。
4	—	4	福祉部	生活福祉課	中国残留邦人等生活支援事業	生活保護を受給している特定中国残留邦人等とその配偶者を対象に、日本語学習会や中国残留邦人との親睦会に参加するための交通費を支給する。	中国残留邦人等とその配偶者は、言葉の問題や生活習慣の違いから地域で孤立しがちであるため、日本語学習会への参加や、中国残留邦人との交流を促進し、孤立感を解消する。
4	2(2) 3(1) 5(2)	4(2)	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮の相談）	相談員が、生活困窮に陥っている方の相談に乗り、困っていることを一緒に解決していく。利用できる制度の紹介や関係機関へつないでいく。	生活困窮に陥っている方は金銭的な問題のほか様々な問題を抱えているため、これら相談者各人（世帯）の問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うことで、困窮状態の解消を図る。
4	—	4	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習支援事業）	生活困窮世帯の小～高校生とその保護者に対して、学習支援員が学習や養育の助言・相談を行う。また放課後や夏休み等長期休暇中に、学習会を開催し、学習の機会を提供する。	生活保護世帯を含めた生活困窮世帯の小～高校生とその保護者に対して、学習支援員が学習や養育の助言・相談を行う。また放課後や夏休み等長期休暇中に、学習会を開催し、学習の機会を提供する。これらの支援を通じて親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切れるよう支援する。
4	—	4	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業（住居確保給付金）	失業等により家賃を払うことが困難となり、住居を喪失するおそれがある、または住居を喪失した生活困窮者に対して、一定期間（原則3か月）、大家や管理会社に家賃相当額を支給するとして支払うことで住まいの安定を図り、その間に求職活動を行い自立を目指す。	失業等により住居を失う恐れのある方の住居喪失の恐れ・不安を解消し、将来を前向きに考えられるようにする。
4	2(2)	4(5)	福祉部	生活福祉課	ホームレス対策	地域からの相談や、市内巡回において、ホームレスがいれば相談を聞き、生活保護や一時生活支援事業の利用につなげる。	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス状態となった方を発見し、相談支援につなげる。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4	2(2)	4(5)	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業（一時生活支援事業）	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス状態となった方に対して、宿泊場所を提供し衣食を支給する。	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス状態となった方に対して、宿泊場所を提供し衣食を支給することで、生活の質が向上するよう支援する。
1(2)	—	1(1)	福祉部	障がい者支援課	加古川市障害者自立支援協議会の設置	障害福祉の関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に対する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。	課題解決が難しい困難事例等について、関係機関の間で情報共有し、事例検討を行う事で、必要な対策や支援を実施する。
2(1)	—	2(1)	福祉部	障がい者支援課	加古川市障がい者基幹相談支援センターでの相談	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内等総合的、専門的な相談支援を行う。	センターで相談対応にあたる職員が、ゲートキーパー養成研修を受講し自殺対策の視点を理解することで、職員の相談対応や機関の連携強化を図る。
4(2)	—	4(2)	福祉部	障がい者支援課	加古川市障がい者基幹相談支援センターでの相談	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内等総合的、専門的な相談支援を行う。（社会福祉士、精神保健福祉士や相談支援専門員等の専門資格を持った職員が、障がいの種別や障害者手帳の有無に関係なく対応する。）地域の相談支援専門員と連携し、地域の相談支援の質の向上を図る。	自殺の恐れがある場合には適切な窓口へつないだり、関係機関と適切に連携する。 相談支援専門員が関わるケースにおいては、自殺対策が必要なケースも想定されるため、市内の相談支援専門員については、相談支援の質の向上を図るための連絡会議（基幹相談支援センターが月1回開催）において、自殺企図があるケースへの対応を学ぶ機会を得ることで、相談支援専門員のケース対応能力の向上とともに、利用者への適切な支援を可能とする。
4(2)	—	4(2)	福祉部	障がい者支援課	障害者福祉推進事業（ピアカウンセリング）	障がいを持つ当事者自身が、相談を受ける障がい者と同じ立場で話し合い、サポートすることで、自立した生活の援助を行う。	相談を通じて本人や家族の負担軽減を図る。
4(2)	—	4(2)	福祉部	障がい者支援課	自立支援事業（障害福祉サービスにおける支援）	障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）を行う。 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を行う。	最初の窓口として、障がい者及び家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる。 相談支援の提供を自殺のリスクが高い市民との接触機会として活用する。 サービスの利用や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。
4(2)	—	4(2)	福祉部	障がい者支援課	障害児施設等利用者支援事業（障害児通所支援・障害児相談支援における支援）	障害児相談支援を行う。 障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）を行う。	相談支援の提供を自殺のリスクが高い市民との接触機会として活用する。 サービスの利用支援や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4(2)	1(4)	4(2)	福祉部	障がい者支援課	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたり、申立人がいないことや経済的な理由等により申立てができない高齢者や障がい者に対し、市長が申立人になるほか、手続き費用を補助する。	判断能力に不安を抱える方に成年後見制度の利用をしてもらうため、市長申立てや手続き費用を補助することで当事者の権利擁護支援につなげる。
4	—	4	福祉部	障がい者支援課	地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴）	移動支援、日中一時支援、訪問入浴を行う。	最初の窓口として、障がい者及び家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる。 支援を通じて本人や家族の負担軽減を図る。
4	1(2)	4(2)	福祉部	介護保険課	介護相談	窓口や電話で高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談に対応する。	窓口や電話で介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。
3	—	3	健康医療部	地域医療課	献血事業	兵庫県赤十字血液センター姫路事業所が行う献血の普及啓発等を行い献血事業を推進する。（献血事業にかかる担当者会議への出席）	献血会場付近において、自殺対策の啓発を行う。
4	—	3	健康医療部	地域医療課	夜間休日応急診療事業	東はりま夜間休日応急診療センターの運営管理を行う。	救急や、夜間休日診療が必要となる方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺のリスクに関わる問題を抱えているケースもあることが想定されるため、再発防止の観点から、自殺未遂者や家族へ、相談先一覧や自殺対策リーフレットを配布し、必要な支援先につなぐ等の支援を実施する。
1(1)	—	1(1)	健康医療部	市民健康課	自殺対策推進本部の会議	加古川市役所内で、副市長をトップとして、庁内関係部局長により構成される会。生きるための包括的な支援を総合的かつ円滑に推進するために年1回程度開催する。	自殺の現状や自殺対策の取組を共有し、市役所内において効果的な自殺対策推進を行う。
1(1)	—	1(1)	健康医療部	市民健康課	自殺対策連絡会議・ワーキングチーム	保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策を実施するために関係各課と情報や課題を共有する。	自殺対策関係課と連携を図ることで、自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）人から相談を受けた場合に、適切な連携を図る。 悩みを抱えた人と接する機会が多い自殺対策関係課の職員と自殺の現状や自殺対策の知識を共有する。 自殺に至る原因を軽減するための予防策について検討し、対応する職員のスキルアップや、よりよい支援が行えるように努める。
1(2)	—	1(1)	健康医療部	加古川健康福祉事務所（市民健康課）	精神障害者地域支援連絡会	精神障害者地域支援連絡会の開催。	警察・健康福祉事務所・加古川市で連携を図り、自殺の危機が高まっている人を支援する。
2(2)	—	2(2)	健康医療部	市民健康課	こころのサポーター養成講座	悩んでいる人の心に寄り添いながら、話を聴くことのできる技術を習得し、必要な時に専門の医療機関等を紹介する支援ができる人材（ゲートキーパー）を養成する講座を実施する。	こころのサポーター養成講座により、自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）人から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担う人材を養成する。 養成講座修了生のうち、ゲートキーパーとして地域貢献の希望がある人へ、地域において活動できる受け皿についても調整をする。

2次計画		1次計画		部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)						
2(1) 2(3)	—	2(1)	健康医療部	市民健康課	ゲートキーパー養成研修（相談支援従事者対象）	保健・医療・福祉・経済・労働・教育等、様々な分野において相談・支援に従事する人が、自殺のリスクを抱えた人から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等の役割を担えるように人材養成を行う。また、支援者自身の心のセルフケアの内容も含む。	こころの悩みを抱える市民から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等の役割を担えるように人材養成を行う。 支援することで生じるストレスに対する、支援者自身の心のセルフケアについても含めて行う。	
2(2)	—	2(2)	健康医療部	市民健康課	出前健康講座	企業、教育関係団体、町内会等の地区組織より依頼を受けて、こころの健康づくりや、市民がゲートキーパーとしての役割を担えるようになるための啓発に関する内容で健康教育を実施する。	こころの健康づくりや、市民がゲートキーパーとしての役割を担えるようになるための内容で健康教育を行う。	
3(1)	—	3(1)	健康医療部	市民健康課	自殺対策についての講演会	市民や関係機関を対象に、精神疾患やアルコール問題、こころの健康について学び、自殺リスクへの気づきを促すための講演会を実施する。	市民や関係機関を対象に、精神疾患やアルコール問題等のこころの健康について、自殺のリスクへの気づきを促進する。	
3(1)	—	3(1)	健康医療部	市民健康課	健康づくり講座	生活習慣病等の予防や改善、治療をテーマとした医師、保健師等の健康教育及び個別相談を行う。	健康問題を抱える人は自殺リスクとなる可能性があるため、健康教育を通じて健康づくりの保持推進を支援する。	
3(2)	—	3(2)	健康医療部	市民健康課	普及啓発事業（各部署）	市役所各部署や、企業・医療機関・学校等の関係機関を通じて、市民への相談窓口の周知や、こころの問題についての周知の気づき等についての啓発を行う。	市役所各部署（人権文化センター、生活安全課、産業振興課、生活福祉課、子ども政策課、育児保健課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課、高齢者・地域福祉課等）において相談窓口等でチラシを設置・配布し、周知を図る。	
3(2)	3(3)	3(2)	健康医療部	市民健康課	普及啓発事業（関係機関への計画概要版の普及）	支援者向けアンケートを配布した関係機関へ計画概要版を配布し、自殺対策についての普及啓発を行う。	関係機関が様々な悩みの相談先を把握し、市民から相談を受けた際に、必要な情報提供ができるように、支援者向けアンケートを配布した関係機関へ自殺対策についての普及啓発を行う。	
3(2)	5(2)	3(2)	健康医療部	市民健康課	普及啓発事業（ICTを活用した自殺対策の普及）	アプリ、SNS、ホームページを通じて、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。	アプリ、SNS、ホームページを通じて、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。 ホームページ上で、自死遺族の会等の情報提供を行う。	
3(3)	5(2)	3(3)	健康医療部	市民健康課	普及啓発事業	市役所各部署や、企業・医療機関・学校等の関係機関を通じて、市民への相談窓口の周知や、こころの問題についての周知の気づき等についての啓発を行う。	労働関係機関と連携し、企業や就労希望者へ啓発グッズを配布する等、相談先の周知やこころの問題についての啓発を行う。 駅・商業施設・学校等に相談先カード等の設置し周知を図る。	
3(3)	—	3(3)	健康医療部	市民健康課	自殺対策強化月間・週間における普及啓発	自殺対策強化月間・週間の際に、市民に対し、自殺対策に関する普及啓発を行う。	自殺対策強化月間・週間の際に、市役所庁舎前に懸垂幕の掲揚を行う等、自殺対策（生きることの包括的支援）の住民への周知、啓発の機会とする。 啓発グッズの配布等により、相談窓口について周知を行うことで、援助希求行動の促進を図る。	

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4(2)	3(2) 5(2)	4(2)	健康医療部	市民健康課	健康相談	窓口や電話で健康相談に対応する。	健康問題を抱える人は自殺リスクが高い可能性があるため、健康に関する相談を実施し、健康不安を解消する。 こころの悩みについて把握した時に、傾聴し、必要な支援につなげる。 支援者からの相談があった際に、対応方法や連携先の情報提供を行う等、支援を行う。
4(4)	—	4(4)	健康医療部	市民健康課	自死遺族等への相談への対応		自死遺族や関係する人のこころの相談に応じる。必要に応じ自死遺族によるわかち合いにつなぐ。
4(4)	—	4(4)	健康医療部	市民健康課	相談先の周知		自死遺族が手続きで利用する場所等において、自死遺族の会や相談先等の情報を周知する。
4(4)	—	4(4)	健康医療部	市民健康課	自死遺族等への理解や対応についての普及啓発		啓発や人材養成において、自死遺族が直面する様々な問題についての理解と、支援方法について周知する。
3(2)	—	3	健康医療部	市民健康課	地方独立行政法人加古川市民病院 機構	加古川中央市民病院との連携を行う。	救急搬送となる方の中には、自殺未遂者が含まれるほか、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺のリスクに関わる問題を抱えているケースもあることが想定されるため、再企図防止の観点から、自殺未遂者や家族へ、相談先一覧や自殺対策リーフレットを配布し、必要な支援先につなぐ等の支援を実施する。 医師等との連携により、既遇事例検討への助言を得て、支援を振り返ることで関係機関との連携のあり方の見直しを図る。
3	—	3	健康医療部	市民健康課	食と健康づくりリーダー養成講座	食生活改善推進及び運動普及推進員を養成し、地域での健康づくり推進リーダーを育成する（17回コース）。	こころとからだの健康づくりに関する講座をカリキュラムに取り入れることで、地域における気づき役としての役割を担えるようになる。
2(1) 2(3)	—	2	健康医療部	市民健康課	自殺対策に関連する研修	ゲートキーパー養成研修等の講師養成や支援者の知識及び技術習得を目的に外部研修の受講を支援する。	研修会で習得した、知識・技術をもとに、庁内職員や関係機関の支援者に普及及び研修を実施し、支援者の人材養成を行う。 支援することで生じるストレスに対する支援者自身の心のセルフケアについても含む。
4	—	4	健康医療部	市民健康課	市民を対象とした健診（検診）	健診（検診）の受診を促進することで、疾病の早期発見・早期治療につなげ、健康保持及び増進を図る。	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、疾病の早期発見・早期治療を促進する。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
3	—	3	健康医療部	市民健康課	ウェルネスプランかこがわ	市民一人ひとりの健康づくり・食育を推進するための指針となる計画を策定し、推進する。	計画の中で「休養・こころの健康」について、評価指標により、目標値への達成状況を把握し、課題を抽出し、事業内容に活かす。 自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるための推進を行う。
3(3)	3		健康医療部	市民健康課	普及啓発事業（案内等送付する機会の活用）	健康診断の案内の送付等の個別で情報提供できる機会を使って、相談先等の情報を周知する。	送付内容や対象者に合わせた情報を提供することで、自殺の危険性が高まっている可能性のある人に相談窓口等の情報を確実に届ける。
—	2		健康医療部	市民健康課	メンタルヘルスプランに基づく健康管理への支援	メンタルヘルスプランに基づき健康診断の実施や各種相談等の支援を行う。	支援者のメンタルヘルス管理の実施について支援する。
1	2(2)	1(2)	健康医療部	国民健康保険課	一部負担金減免	被災や失業等により一部負担金の支払いが困難である方に対し、最大3か月間の減額・免除・徴収猶予を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、当事者と支援の接点となる。
1	2(2)	1(2)	健康医療部	国民健康保険課	保険料の減免	被災や失業等により保険料の支払いが困難である方に対し、減免を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、当事者と支援の接点となる。
4(2)	1(4) 3(2)	4	健康医療部	国民健康保険課	データヘルス計画	特定健康診査やレセプト等のデータを分析することで健康課題を明らかにし、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指し、効果的・効率的な保健事業の方向性と実施事業についての計画を策定し、推進する。	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、生活習慣病の発症や重症化を予防する。
1(4) 3(2)	4		健康医療部	国民健康保険課	後期高齢者保健事業	後期高齢者健診の結果やレセプト等のデータを分析し、健康課題に応じた保健指導や適切な受診勧奨等を行っている。	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、生活習慣病の発症や重症化を予防する。
1	2(2)	1(2)	健康医療部	医療助成年金課	国民年金受付事業	国民年金の届出、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、当事者と支援の接点となる。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
1	2(2)	1(2)	健康医療部	医療助成年金課	医療費助成事業	医療費助成を受けるための相談や申請の受付等を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、当事者と支援の接点となる。
2	4(1)	2(1)	こども部	こども政策課	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化を行う。	育児の援助を行う会員に対する講座を行い、地域で育児援助活動を行う人材を増やす。また、会員に対して自殺対策に関するリーフレットの配布等を行い、普及啓発を行う。 育児の援助を受けたい人と育児の援助を受けたい人をつなぎ、地域における育児援助活動を行うことで、子育ての負担や悩みを軽減し地域における子育て支援活動の推進を図る。
3(2)	5(2)	3(2)	こども部	こども政策課（市民健康課）	かこたんガイド・子育てアプリ	子育て世代に向けた情報誌・アプリを活用し、幅広く市民に子育てについての情報発信を行う。	情報誌やSNSを通じて、子育て世代に対する自殺対策にかかる相談先の周知を行う。
4(1)	1(3)	3	こども部	こども政策課	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う。	育児不安を軽減するため、子育て中の親子と一緒に遊び、気軽に交流できるこども広場や、子育てサークルが自主的・継続的に活動できるプレイルームにおいて、様子が気になる保護者に対しては積極的に声かけを行い、育児に関する相談を受けたり、児童虐待や健康不良等に対しては早期発見につながるよう他機関との連携を図る。 利用者に対して自殺対策に関するリーフレットの配布・設置等を行い、普及啓発を行う。 【子育て大学】 子育てプラザにおいて、子育てに関するボランティアを養成し、子育て支援の場を提供する。子育て支援のボランティアに携わることで、高齢者にととの生きがいにつなげる。
1(2)	—	1(1)	こども部	家庭支援課	要保護児童相談事業（家庭児童相談）	要保護児童対策協議会にて、ケースの検討を実施し、支援体制の強化を行う。	要保護児童対策協議会にて、ケースの検討を実施し、支援体制の強化を行う。
4(2)	5(2)	4(2)	こども部	家庭支援課	要保護児童相談事業（家庭児童相談）	相談・援助において自殺が懸念される保護者や児童を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	家庭児童相談員等が家庭問題、虐待の悩みについての相談に応じるとともに、関係機関との緊密な連携を図りながら援助支援を行う。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4	2(2)	4(2)	こども部	家庭支援課	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援のための相談業務を行う。また、日常生活支援（ヘルパー派遣）や自立支援給付金の支給等により生活及び就労支援を行う。	相談・援助によりひとり親家庭の経済的困窮や孤立化を防ぐとともに、自殺が懸念されるひとり親家庭を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。
4(2)	4(2)	4(2)	こども部	家庭支援課（配偶者暴力相談支援センター）	配偶者等からの暴力に関する相談	配偶者や恋人からの暴力（DV）についての相談を受け、被害者の保護や自立に関する支援を行う。	相談・援助において自殺が懸念されるDV被害者等が発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。
4	4(2)	4	こども部	家庭支援課	婦人相談員事業	婦人相談員が女性の相談に応じるとともに、配偶者等からの暴力（DV）による被害者の保護や自立に関する支援、DVの根絶に向けた啓発を行う。	相談・援助において自殺が懸念される女性を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。
4	4(1)	4	こども部	家庭支援課	養育支援訪問事業	養育困難家庭で支援が必要と認められる家庭に対し、ヘルパー並びに保健師等を派遣し、家事、育児等の援助を行う。	ハイリスク家庭の保護者の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、相談・援助において自殺が懸念される保護者等が発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。
4	4(1)	4	こども部	家庭支援課	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	経済的困窮、孤立化した母子を保護し、危機的状況にある母子の心中等を回避するとともに、施設措置後においても当該施設の支援員等と連携し、自殺が懸念される母子等の専門の相談窓口や医療機関等へつなげる。
4	—	4	こども部	家庭支援課	子育て家庭ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労等の理由により、家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行う。	保護者の肉体的・精神的な負担を軽減し、保護者の自殺リスクを軽減に寄与するとともに、援助において自殺が懸念される保護者や児童を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。
4	4(3)	4	こども部	家庭支援課	緊急一時保護事業	配偶者からの暴力を受けた被害者等で、緊急避難を要する等の理由により金銭を所持しない方に対し、食費等を支給する。	相談・援助において自殺が懸念されるDV被害者等が発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。
4	4(2)	4	こども部	家庭支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	相談・援助によりひとり親家庭の経済的困窮や孤立化を防ぐとともに、自殺が懸念されるひとり親家庭を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4	—	4	こども部	家庭支援課	児童扶養手当給付事業	児童扶養手当の支給。	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があるため、児童扶養手当の現況届受付の面談の際、自殺のリスクを抱えている可能性がある方には相談窓口を紹介する。
4(1) 5(2)	4		こども部	家庭支援課	子育て世帯訪問支援事業	18歳未満の児を養育する家庭の内、家事・育児に不安や負担を抱える保護者やヤングケアラーがいる家庭に家事支援や育児支援を行うヘルパーを派遣する。	家事・育児に不安や負担を抱える保護者の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、相談・援助において自殺が懸念される保護者を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。
2(1)	—	2(1)	こども部	育児保健課	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報を提供し、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	乳児家庭全戸訪問指導員研修会において、訪問指導員が妊産婦のゲートキーパーとしての役割を担えるように、自殺対策の普及啓発を行う。
4(1)	—	4(1)	こども部	育児保健課	産前・産後サポート事業（はじめてのパパママレッスン・ママとベビーのおしゃべりサロン）	妊産婦が集う場所を提供して仲間づくりの支援を行うとともに、育児に関する健康教育や個別相談等を行う。	妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や個別相談を行うことで、育児不安の軽減を図る。
4(2)	4(1)	4(2)	こども部	育児保健課	妊産婦相談・育児相談	妊産婦または乳幼児の健康増進、孤立することなく子育てできる環境整備を推進するため、妊娠・出産・育児に関する相談を行う。 また、支援が必要な家庭については、継続的に家庭訪問や電話相談等で支援を行う。	相談窓口について周知を行うことで、援助希求行動の促進を図る。 また、精神的・身体的な健康問題を抱えている妊産婦、乳幼児やその保護者に対しては個別に相談支援を行う。
4	4(1)	4(5)	こども部	育児保健課	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報を提供し、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う	訪問等で産後うつ病のスクリーニング（EPDS）を実施し、産後うつ病が疑われる場合、早期に相談支援を行い、必要に応じて医療機関の受診等につなげる。
4	—	4	こども部	育児保健課	育児教室	発達の遅れがある幼児や育児不安等を抱える保護者を対象に、設定保育の実施や育児・生活相談、発達面の相談を行う。	子育てに関する知識の普及や個別相談を行うことで、育児不安の軽減を図る。
4	4(1)	4	こども部	育児保健課	「養育支援ネット」システム	養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローしていくために、医療機関等と連携し、家庭訪問等で支援を行う。	切れ目のない支援を行うことで、産後うつ等に陥りやすい産婦の肉体的・精神的負担の軽減を図る。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4	4(1)	4	こども部	育児保健課	産後ケア事業	生後12カ月までの母子を対象に、医療機関や助産所に委託し、休養の機会の提供や心身のケア・育児サポート等のきめ細かい支援を行う。(宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型)	切れ目のない支援を行うことで、産後うつ等に陥りやすい産婦の肉体的・精神的負担の軽減を図る。
2(2)	4		こども部	育児保健課	低所得の妊婦に対する初産科受診料支援事業	市販の妊娠判定薬で陽性と確認され、住民税非課税世帯や同等の所得水準であると認められる方の、初産科受診料(妊娠判定に要する診察・検査の診察料)を助成する。	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊娠中から複雑な課題を抱える妊婦を把握し早期支援を開始することで、安心安全に出産を迎えられるように支援する。
4(1)	4		こども部	育児保健課	妊娠出産子育て支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を行うため、伴走型相談支援の充実を図るとともに出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)の給付を一体的に実施する。	妊娠届出時・出産後の面談等での相談支援と経済的支援を通して、安心して出産・子育てができる環境の整備、不安の軽減を図る。
4(1)	—	4(1)	こども部	幼児保育課	子育て支援事業	子育て支援情報にて在宅の親子に「ふれあい保育」や「園庭開放」等を実施する。 乳幼児のいる保護者同士の交流を支援する。 情報交換や子育てに係る相談の場を設ける。	「ふれあい保育」等を通じて、悩みを抱えている保護者の育児不安への解消に努める。 同じような年齢の子どもや保護者に接し情報交換することで、人のつながりももてる場を提供する。
4(2)	—	4(2)	こども部	幼児保育課	保育の実施	公立・私立保育園及び認定こども園、地域型保育事業所等による保育を実施する。	保育士が子育てに悩む保護者の手立てとなり、積極的支援を行う。 乳幼児期の保育を通して、子どもの心と体の健やかな成長を促す。 育児不安を抱える保護者(保育者)との愛着形成を促し、子どもの自尊感情を育てる。
4(2)	—	4(2)	こども部	幼児保育課	利用者支援事業	窓口保育コンシェルジュを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズにあったサービスの提供をすることで、待機児童の減少を図る。	保育コンシェルジュを配置することで、保護者からの苦情・相談に対応し、適切な機関につなげる等問題解決の糸口を見つける。
4	—	4	こども部	幼児保育課	一時預かり事業	就労・疾病等で乳幼児の養育ができない保護者に代わり、子どもの健やかな育成を図る。	子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を知る機会となるため、保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐ等、支援への接点となる。
4(2)	—	4	こども部	幼児保育課	病児・病後児保育事業	病気や病後の乳幼児を家庭で保育できない場合に、保育所や認定こども園、医療機関等の施設において保育を行う。	病気にかかった乳幼児が、家庭でゆっくり静養できる環境が望ましいが、家庭や保護者の仕事の都合等で保育ができない場合において利用することができ、親子ともに安心して生活ができる環境を提供するとともに、育児に関する相談に応じる。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
4(2)	—	4	こども部	幼児保育課	療育支援の実施	発達障害のある子どもと保護者への支援を行う。	保育を通して気になる子どもの対応に考慮したり、関係機関と連携して保育を支援する。 保護者の子育ての相談を受け、育児不安を取り除く。
4	—	4	こども部	幼児保育課	就学先との連携	公立・私立保育園及び認定こども園での保育を通して、就学先との連携を実施する。 保護者の就学に対する相談を実施する。	発達に偏りのある子どもの支援情報を、就学先と連携することでスムーズに学校生活に移行できるように配慮する。 保護者の就学前の相談にのることで不安解消に努め、親子ともに学校での生活を楽しみにできるようにする。
4	—	4	こども部	こども療育センター	外来療育の実施	発達専門の小児科診療所として外来児に診察・訓練等を実施する。	医師の指示に基づき、必要に応じて個別プログラム（理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理検査相談）を実施する。 訓練を通じて、毎日の生活をより快適に過ごすことができるよう支援する。また、日常生活での関わり方や周囲の支援について、保護者と一緒に考えていく。 育児不安を抱える保護者に対して、グループ懇談や学習会を通じて積極的支援を行う。
4	—	4	こども部	こども療育センター	通園療育の実施	児童福祉施設として就学前の肢体不自由児に診察・訓練・保育等を実施する。 (母子通園)	発達に応じた遊びを経験し、意欲や社会性を育てる。 親子で遊ぶことで、母子関係を深め、母親が子どもの興味・関心にそった関わりが持てるように援助する。 育児不安を抱える保護者に対して、個別面談等を通じて積極的支援を行う。
4	—	4	こども部	こども療育センター	地域支援の実施	保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を実施する。	「保育所等訪問支援事業」では、子どもたちが安心して集団生活を送るための適切な環境を整えるため、訓練士等が保育所や学校等を訪問し、園・学校の職員に対して、助言指導を行う。「障害児相談支援事業」では、子どもに合った総合的な援助方針の立案や障害児支援利用計画の作成等を行う。 保護者のニーズに基づき、関係機関と連携しながら必要な支援・助言を行う。
1	—	1	建設部	公園緑地課	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	公園施設等の管理、維持補修、設置に関する事務を行う。	関係機関職員による巡回等による対策を行う。
1	—	1	建設部	道路保全課	道路管理に関する事務	道路使用の適正化指導に関する事務（ホームレスへの対応等）を行う。	道路パトロール時において、ホームレス等を発見した場合、速やかに福祉関係部門へ情報提供を行う。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
1	—	1	建設部	治水対策課	河川管理に関する事務	河川使用の適正化指導に関する事務（ホームレスへの対応等）を行う。	河川パトロール時において、ホームレス等を発見した場合、速やかに福祉関係部門へ情報提供を行う。
4	2(2)	4(5)	都市計画部	住宅政策課	市営住宅管理事業	市営住宅の入退去管理、家賃収納等に関する事務。	市営住宅の入居者や入居申込者は、低所得等生活困窮者が多いため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に対して、自殺予防に有効な接触機会とする。
4(2)	—	4(5)	都市計画部	住宅政策課	住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定事業	住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の策定に向けた基礎調査の実施や計画策定事務。	高齢・障がい・低所得等賃貸住宅入居に配慮を要する人に向けた対策の検討及び住生活全般における留意点の検討を行う。生活困窮や低収入等、経済面で問題を抱えている市民の需要と意識調査に努める。
2(1)	—	2(1)	消防本部	救急課	高度救急事業	救急救命士の研修体制を充実するとともに、医療機関等との連携強化を図る。	救急隊員研修のカリキュラムに、自殺未遂者への対応要領を盛り込むことで、自殺対策の重要性に関する意識の向上と適切な対応技術の習得を図る。救命士の研修において、市の自殺対策の取組についての普及啓発を行う。
4(3)	—	4(3)	消防本部	救急課	高度救急事業	救急救命士の再教育研修体制を充実するとともに、医療機関等との連携強化を図る。	救命士の研修において、自殺未遂者への対応要領を盛り込むことで、自殺対策の重要性に関する意識の向上と適切な対応技術の習得を図る。
3	—	3	消防本部	救急課	応急手当普及啓発事業	救命率の向上を図るため、AEDを用いた心肺蘇生法など応急手当の普及啓発を行います。	啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について市民に情報周知を図る。
4	—	4	教育総務部	学務課	就学に関する事務	児童・生徒の就学に関する手続きを行う。 ・学齢簿の編成 ・就学すべき学校の指定・変更	いじめ・不登校等の理由により配慮が必要と認められる場合、保護者からの相談に応じ、学校や関係機関と連携し、安心して就学できる環境を確保する。
4	2(2)	4	教育総務部	学務課	就学援助事務	経済的理由や特別な事情（失業中、被災等）により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等を援助する。	金銭的な悩みを抱えていることが自殺の原因の一つとして考えられるため、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する。 就学援助の申請や制度内容の問い合わせ時に、保護者から子どもや生活状況について相談を受けた場合には、相談窓口へ案内する等今後の支援につなげる。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
2	5(1)	2(1)	教育指導部	社会教育課	児童クラブ運営事業	就業等により昼間保護者のいない小学校児童を放課後に小学校の専用教室などで受け入れ、児童クラブ職員（支援員及び補助員）が、遊び及び生活の場を通じて、その健全育成を図る。	児童クラブ職員は、悩みを抱えた子どもや保護者について把握する機会があるため、必要な基幹へつなぐ等の対応が取れるよう、児童クラブ職員への研修において、自殺対策に関するテーマの研修を行う。またゲートキーパー養成研修の受講を勧める。
3	5(2)	3(3)	教育指導部	社会教育課（市民健康課）	はたちの集い実施事業	はたちを祝い、社会人としての自覚を促すことを目的として、成人の日に式典を開催する。	はたちの集い会場において、自殺対策に関するリーフレット等を配布する。
4	1(3)	4(1)	教育指導部	社会教育課	高齢者大学	高齢者の生きがい活動の推進、仲間づくり、生涯学習の場として、市内の12公民館において実施している。	高齢者大学への参加により、学びの機会の提供や仲間づくり等の生きがいづくりを推進する。
3	5(1)	3(1)	教育指導部	学校教育課	いじめ防止啓発事業	児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくりの一環として、加古川市いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止啓発月間（9月）を設置するとともに、市民フォーラムを開催する等、いじめ防止啓発に取り組む。	学校・家庭・地域が連携し、社会全体でいじめ問題を未然に防止するため、啓発活動に取り組む。
5	5(1)	5(2)	教育指導部	学校教育課	心の絆プロジェクト事業	児童会、生徒会を中心にした心の絆を深める自主的な活動を行い、望ましい人間関係、居場所、集団づくりを推進する。	いじめ等の問題を未然に防止するため、「心の絆宣言」をもとに、児童会・生徒会を中心にした自主的な心の絆を深める活動を行う。
4	—	4	教育指導部	学校教育課	特別支援教育児童生徒サポート事業	スクールアシスタントを市内全小学校に配置し、ADHD等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援を行う。また、各校の特別支援教育コーディネーターは、特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに十分に答えたり、福祉等の関係機関との連携を図ったりする。	児童生徒の自己肯定感が高まるよう、特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応える。
4	—	4	教育指導部	学校教育課	就学・進路支援委員会運営事業	心身に障がいのある幼児・児童・生徒の心理教育的アセスメント及び適正な就学・進路支援を図る	障がいのある子どもにとって、適切な就学先で教育を受けることが、「自立」と「社会参加」につながるため、就学・進路支援委員会で有識者ら専門家がより適切な就学先を指し示す。
4	—	4	教育指導部	学校教育課	学校園連携ユニット推進事業	中学校区を一つの単位（ユニット）とし、その地域の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、さらには家庭や地域とも相互に連携・協働しながら、連続した学びや育ちに向けて事業を展開し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成する。	校種間での連携、家庭や地域との連携により、地域総がかりで子どもたちを育む体制づくりを進める。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
5	—	5	教育指導部	学校教育課	未来を拓く学び推進事業	教職員が協同的探究学習を核とした授業改善を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すことで、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成し、学力向上につなげる。	協同的探究学習に基づいた学習の中で、多様な考えに触れ、既有知識との関連づけを図ることで、自分の考えを広げたり、深めたりすることにつなげる。さらに、多様な考えを認め合う中で、自己肯定感を育む。
5(1)	5(3)	2(1)	教育指導部	青少年育成課	学校生活適応推進事業	児童生徒の学校適応感を高めるための教職員研修を実施するとともに自殺予防に資する啓発活動等を行う。	自殺予防に関わる教職員向け研修会を開催する。
3(1)	—	3(1)	教育指導部	青少年育成課	青少年健全育成事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業。 (1) 加古川市全体での青少年健全育成のための広報啓発活動 ・全市大会、非行防止チラシ等 (2) 各校区での青少年健全育成のための広報啓発活動 ・各校区での校区大会、青少年健全育成の啓発活動等	地域の大人が子どもたちにどのように関わっていくべきなのか理解を深め、実践力や行動力を身につけてもらうため、加古川市や校区での講演会の際に、青少年の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行う。
4	5(1)	4(1)	教育指導部	青少年育成課	不登校児童生徒適応指導事業	各校に設置された「不登校対策委員会」と連携して「不登校対策推進委員会」を組織し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支援を行う。 適応指導教室「わかば教室」において、不登校状態にある児童生徒への学校生活復帰に向けた支援を行う。	不登校対策推進委員会にて、不登校問題の研修・研究及び情報交換を行うとともに、不登校児童生徒対策本部の方針を活かしながら、各校における不登校対策の推進と充実を図る。 適応指導教室「わかば教室」において、基本的な生活指導、個別カウンセリング、学習指導等、学校生活復帰に向けた支援を行う。
4(2)	5(1) 5(2)	4(2)	教育指導部	青少年育成課	家庭教育支援相談事業	幼児・児童・生徒の不登校、いじめ、学習、進路、しつけ、発達、苦情・要望等教育に関する相談を受け、生活意欲の向上、発達・自立のための助言を適切に行い、問題の解消及び軽減が図られるように心理と教育の両面から支援を行う。	自殺リスクの把握と対応について理解を深め、早期の問題発見・対応ができるよう、心理相談員にゲートキーパー研修を受講してもらう。 相談先情報の周知を図るため、教育相談に訪れた保護者にリーフレット等を配布するとともに、必要に応じて適切な関係機関とつなぐ。
4	5(1)	4(2)	教育指導部	青少年育成課	少年補導・相談事業	少年の実態把握及び非行の早期発見・指導を図るため、関係機関と連携を密にし、街頭補導・非行防止啓発活動を行い、地域と行政が一体となった善導に努める。また、少年相談員が来所・電話・訪問による相談を行い、個別指導、環境整備及び再発防止を図る。	徘徊等、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとってのSOSである場合も少なくないため、街頭補導を実施し、声掛けや助言を行うことにより、子どもたちの異変に気づく。 地域の危険な箇所や蟻集場所を把握し、重点的に巡回することにより、子どもたちの安全を確保する。また、子どもたちからのSOSをキャッチした際には、適切な関係機関につなぐとともに、適切な指導を行う。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
5(1)	5(3)	5(1)	教育指導部	青少年育成課	学校生活適応推進事業	アセス（学校環境適応感尺度）による市内統一調査を行い、その結果を学級経営や教育相談や面接に活かして、いじめや不登校等の未然防止、早期発見を図る。また自殺予防に資する啓発活動等を行う。	小学校4年生から中学校3年生に、自殺予防に関する相談啓発ハンドブックを配布する。 子ども向け自殺予防プログラムを実施する。 ※令和元年より小学校4年生から5年生に変更。
5(2)	5(4)	5(2)	教育指導部	青少年育成課	学校生活適応推進事業（子どものサイン発見チェックリスト）	アセス（学校環境適応感尺度）による市内統一調査を行い、その結果を学級経営や教育相談や面接に活かして、いじめや不登校等の未然防止、早期発見を図る。また自殺予防に資する啓発活動等を行う。	「子どものサイン発見チェックリスト」を全児童生徒の家庭に配布し、保護者が子供の心のサインに気づけるよう支援する。
5(2)	5(4)	5(2)	教育指導部	青少年育成課 （各小中学校）	学校生活適応推進事業（アセスの実施）	アセス（学校環境適応感尺度）による市内統一調査を行い、その結果を学級経営や教育相談や面接に活かして、いじめや不登校等の未然防止、早期発見を図る。また自殺予防に資する啓発活動等を行う。	「学校生活に関するアンケート（アセス）」を小学校3年生から中学校3年生を対象に実施し、児童生徒の学校への適応感を測るとともに、全児童生徒に教育相談を行い、いじめや不登校等の学校不適応の未然防止や早期発見・早期対応を図る。
5(2)	5(4)	5(2)	教育指導部	青少年育成課	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、学校内あるいは学校の枠を越えて関係機関等との連携を強化し、児童生徒や家庭の抱える課題解決を図る。	様々な課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定されるため、児童生徒や保護者に向けて、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を行う。
5(2)	5(4)	5(2)	教育指導部	青少年育成課	スクールサポートチーム活用事業	市教育委員会に「スクールサポートチーム」を設置し、構成員の専門性を活かした助言等を通して「チーム学校」をサポートする。	学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応、早期解決に向けた支援を行う。
5(2)	5(4)	5(2)	教育指導部	青少年育成課	メンタルサポート事業	メンタルサポーターを市内全中学校および小学校モデル校3校に配置し、別室指導や家庭訪問等を通して家庭と学校の橋渡しの存在として、課題を抱える生徒への支援を行う。	多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支援を行う。 別室において学校生活への適応を促す「こころの居場所づくり」を行うとともに、課題を抱える生徒への支援を行う。
1	—	1	教育指導部	青少年育成課	いじめ防止対策評価検証委員会運営事業	教育委員会の附属機関として「加古川市いじめ防止対策評価検証委員会」を設置し、教育委員会が策定した「いじめ防止対策改善基本5か年計画」及び学校の「いじめ防止対策改善プログラム」の履行状況について評価検証を行い、必要に応じて助言を行う。	「いじめ防止対策改善基本5か年計画」及び各校の「いじめ防止対策改善プログラム」の履行状況を評価検証することで、いじめ防止への取組のさらなる改善を図る。
4	—	4	教育指導部	少年自然の家	自然体験活動指導事業	施設無料散策、キャンプ、工作機械体験、天体観察等、野外活動や自然とのふれあい、宿泊体験を通して、子どもを心身ともに健全に育む（有料）。	自然とふれあう機会をつくることにより、青少年の生きる力を育む。 普段の生活ではふれあえない自然体験・団体活動を通じて生きる力を育む。

2次計画		1次計画	部局	担当課	事業名	事業概要	生きる支援実施内容
基本 施策	重点 施策	基本 施策 (重点 取組)					
3(3)	—	3(3)	教育指導部	図書館（市民健康課）	中央図書館管理運営事業	住民の生涯学習の場としての読書環境を充実する。 講演会・お話し会等の開催など教育・文化サービスを提供する。	図書館を読書啓発活動の拠点とし、自殺対策に関連する図書やその他資料を通して住民に対する情報提供の場としての取組を行う。特に自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際には特設コーナーを設置する等、普及啓発を行う。
4(1)	—	4(1)	教育指導部	中央図書館	中央図書館管理運営事業	住民の生涯学習の場としての読書環境を充実する。 講演会・お話し会等の開催など教育・文化サービスを提供する。	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって、本を介した居場所となる。 本を読むことは多様な考え方を知り、生きる喜びや心の安らぎを得ることが期待できるため、資料提供や文化活動等の読書啓発を進めることで、青少年から高齢者まですべての人に生きる力を与えることができるように努める。
4(3)	—	4(3)	全部局	市役所内各一部局	自殺未遂に関する相談への対応		自殺防止のための専門相談窓口を周知し自殺未遂者やその家族への相談について関係機関と連携し支援を行う。
1(1)	2(2) 3(3)	4	全部局	市役所内全部局	相談の傾聴と、相談機関への連携		業務において生きる支援を必要とする市民からの相談を傾聴し適切な相談機関へ確実につなげる。